

重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご契約者に対して指定居宅訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 いわみ福祉会
法人所在地	島根県浜田市金城町七条ハ559番地2
電話番号	0855-42-0091
代表者氏名	理事長 室 崎 富 恵
設立年月日	昭和48年9月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅訪問介護事業所 平成12年4月1日指定		
	介護保険事業者番号 3270600137		
事業所の目的	当事業所が行う事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった者のうち、居宅において介護を受けようとする者の家庭に対して訪問介護員を派遣し、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態への以降予防に資するため、必要とされる介護を提供し、もって利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。		
事業所の名称	指定居宅訪問介護事業所 青山ヘルパーステーション		
事業所の所在地	島根県江津市二宮町神主1964番地31		
電話番号	0855-54-3140		
管理者氏名	布施 浩 子		
第三者評価の実施	実施の有無	☐ 実施している	☒ 実施していない
	実施年月日		
	評価機関		
	結果の開示状況		
当事業所の運営方針	当事業所の訪問介護員は、利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定居宅訪問介護の提供にあたり、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、指定居宅訪問介護の目標を設定し、計画的に実行する。以上提供した指定居宅訪問介護サービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図るものとする。		
開設年月日	平成12年4月1日		

事業所が実施している他の事業	指業定介護予防訪問介護	平成 18 年 4 月 1 日	島根県指定 第 3270600137 号
	居宅介護支援事業	平成 15 年 4 月 1 日	島根県指定 第 3200020010113 号
	居宅介護支援事業	平成 15 年 4 月 1 日	島根県指定 第 3200020010114 号
通常の事業実施地域		江津市・浜田市（江津市に隣接する地域）（桜江町を除く）の区域とする	
営業日及び営業時間	営業日	年中無休	
	営業時間	6：00～20：00 但し、利用者等の必要に応じて営業時間外の訪問介護サービスの提供（24時間の対応）も可能とする。	

3. 職員の配置状況

職 種	職務内容	人 員
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一体的に行う。	1 名（常勤） サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	指定訪問介護の提供にあたる利用申し込みに係る調整、指定訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。	2 名（常勤） 訪問介護員と兼務
訪問介護員	指定訪問介護の提供にあたる。	7 名 (常勤 2、非常勤 5)

4. 当事業所の提供するサービスの内容と利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

（以下のサービスについては、「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担割合以外が介護保険から給付されます。）

＜サービスの概要と利用料金＞

①提供する指定居宅訪問介護サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事の介助	全面介助、一部介助又は見守りがあり、配膳から後片付けまでが含まれます。
	排泄の介助	おむつ交換、失禁の世話、採尿器や差込便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守りや誘導等を行います。
	衣類着脱の介助	寝間着や日常着の着脱介助を行います。なるべく利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。
	入浴の介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗浄等を行います。
	身体の清拭、洗髪	全身又は部分的な清拭。洗髪、手浴、足浴等も含まれます。
	通院等の介助	病院への通院、買物等、外出の際の付き添い。（身体状況により車椅子や歩行の介助を行います。）尚、移動時の交通費は、原則、利用者負担となります。

生活援助	調理	利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。 (利用者以外、家族等の食事の調理は行いません。)
	衣類の洗濯、補修	日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取込み、整理、アイロンがけの他、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修。(衣類のほつれ、ボタン付け等)
	住居等の掃除、整理整頓	利用者が日常生活に利用している居室・台所・トイレ・風呂場等の掃除、整理整頓の他、ごみ捨て、布団干しなどを行います。
	生活必需品の買物	日用品や食料など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には充分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。
	確認・その他	火元、その他の安全確認。利用者の相談、及び話相手。

②提供する指定居宅訪問介護サービスの料金と利用料

詳細は別紙 1 ～ 3 参照

③指定居宅訪問介護サービスの提供時間

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

(ア) ご契約者がまだ、介護認定申請を行っていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(イ) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(ウ) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を実施しています。

<軽減対象となる費用>

サービス利用料(通常の 1 割)

<軽減対象者>

市町村民税世帯非課税であって、次の①～⑤全てに該当する方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な方として市町村が認めた方。尚、生活保護受給者は軽減の対象といたしません。

- ①年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

<軽減の程度>

利用者負担額の 4 分の 1 とします。ただし、老齢福祉年金受給者は 2 分の 1 とします。

＜軽減確認証の提示＞

介護サービスを受けるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の提示をお願いします。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のお支払いについてのいずれかの方法でお支払い下さい。

①利用料・その他費用のご請求とお支払いについて

ご請求について	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計額により請求いたします。
	請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日ぐらいまでに利用者宛てにお届けします。
お支払いについて	1. 下記指定口座へのお振込 山陰合同銀行 都野津出張所 普通預金 2208377 社会福祉法人 いわみ福祉会 (シャイフクホジソウワキフクカイ)
	2. 現金でのお支払い 3. 口座振替によるお支払い ※お支払を確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、必ず保管をお願いします。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5)取消料(キャンセル料)について（契約書第9条、2参照）

①利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1, 000円

5. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2)訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替させる場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

《担当訪問介護員の変更・交替をご希望される場合の相談窓口》

ご契約者の都合により、訪問介護員の交替を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名：布施 浩子
	連絡先 TEL：0855－54－3140
	連絡先 FAX：0855－52－7220
	受付日及び時間：月～金曜日 8：30～17：30

※担当の訪問介護員の変更にしましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

(3)サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分、配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4)訪問介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

- | |
|--|
| ①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(5)秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
------------------------	--

個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(6)緊急時の対応について

サービスの提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

(7)事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害を速やかに行います。

【地震の場合】

- ①火の元を確認する
- ②利用者を安全な場所に移動
- ③揺れがおさまったら、テレビ、ラジオ等で情報を収集する
- ④リーダーに利用者の身体状況、安否の連絡をする

【火災の場合】

- ①利用者を安全な場所に移動
- ②119に連絡する
- ③リーダーに状況を連絡する
- ④指示を得る

(8)事業持続計画(BCP)について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護事業が提供できるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施いたします。

(9)衛生管理

- ①訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。

※従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じます。

- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所において感染が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (ア) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (イ) 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。
- (ウ) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

(10)損害賠償について

事業者は、サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。（事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しております。）

(11)指定居宅訪問介護サービス内容の見積り

このサービス内容の見積りは、利用者（お客様）の居宅介護サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成されたものです。

契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で、実施しますが、状況の変化、意向の変動により、内容変更を行うことも可能です。

①サービス提供責任者

氏 名	布施 浩子（介護福祉士）	佐々木 聖子（介護福祉士）
連絡先	0 8 5 5－5 4－3 1 4 0	

②提供予定の訪問介護の内容と料金

曜日	訪問時間帯	サービス区分・種類	サービス内容	介護保険適用有無	料金	利用料
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
1 週あたりの利用料（見積もり） 合計額						

③1 ヶ月あたりの利用者負担額

利用者負担額の目安額	
------------	--

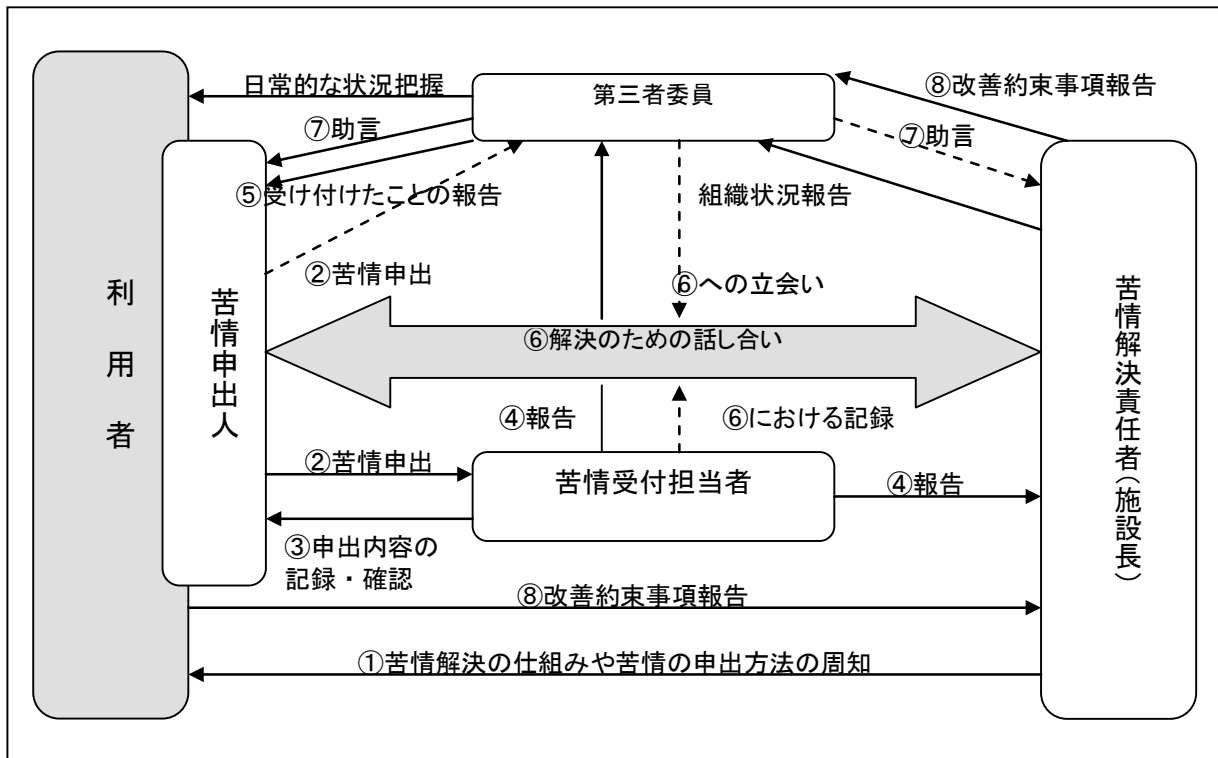
ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、利用状況などにより変動します。

この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情解決概要

苦情解決実施要領により下記の手順に従い苦情や相談を受け付け、解決を図ります。



(2) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

氏 名： 布施 浩子 [職名] 管理者・サービス提供責任者

佐々木 聖子 [職名] サービス提供責任者

受付時間： 8：30～17：30 毎週月曜日～金曜日

連絡先： 0855-54-3140

○苦情解決責任者

氏 名： 桑原 文寿 [職名] 施設長 連絡先 0855-54-3100

○第三者委員

氏 名： 川島 幸雄 連絡先 0855-52-5695

氏 名： 佐々木 康子 連絡先 0855-53-0164

氏 名： 土崎 一雄 連絡先 0855-53-4625

(3) 行政機関

江津市役所	所在地 江津市江津町1061番地4
高齢者障がい者福祉課	電話番号 0855-52-7480
高齢者福祉係	受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

浜田地区広域行政組合 介護保険課	所 在 地	浜田市殿町 1 番地
		浜田市役所北分庁舎 1 階内
	電話番号	0 8 5 5 - 2 5 - 1 5 2 0
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日を除く)

(4) 第三者機関

島根県運営適正化委員会	所 在 地	松江市東津田町 1 7 4 1 番地 3
		いきいきプラザ島根 2 階
	電話番号	0 8 5 2 - 3 2 - 5 9 1 3
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 (土・日・祝日を除く)

(5) 国民健康保険団体連合会

島根県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地	松江市学園 1 丁目 7 番 1 4 号
	電話番号	0 8 5 2 - 2 1 - 2 8 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土・日・祝日を除く)

7. 虐待防止の措置について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を提起的(年 1 回以上)に実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。

○虐待防止に関する責任者

氏 名 : 桑原^{くわばら} 文寿^{ふみとし} [職名] 施設長 連絡先 0 8 5 5 - 5 4 - 3 1 0 0

○高齢者虐待に関する相談・通報・お問い合わせなど

江津市

江津市地域包括支援センター	所 在 地	江津市江津町 1016 番地 37
		済生会江津総合病院 1 階
	電話番号	0 8 5 5 - 5 2 - 7 4 8 8
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土・日・祝日を除く)

8. 身体拘束の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。又、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、つぎに掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における身体拘束等のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員等に対し、身体拘束等ための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 身体拘束等に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 島根県浜田市金城町七条ハ5 5 9 番地2
事業者名 社会福祉法人 いわみ福祉会
代 表 者 理事長 室 崎 富 恵 印

説明者職名

氏 名 _____ 印 _____

私は、本紙面に基づいて上記の重要事項を、事業者から説明を受けたことを確認し、指定居宅訪問介護サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所

氏 名 _____ 印 _____

代理人

住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(契約者との関係)

【別紙】

提供する指定居宅訪問介護サービスの料金と利用料

区分	提供時間	基本報酬	料金	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163単位	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244単位	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387単位	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上	567単位	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以降30分増すごとに	+82単位	+820円	+82円	+164円	+246円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	220単位	2,200円	220円	440円	660円
身体生活※1	25分増すごとに※2	+65単位	+650円	65円	130円	195円
通院等乗降介助		97単位	970円	97円	194円	291円
2人の訪問介護員等による訪問介護		基本報酬の200%に相当する単位数を算定				
早朝・夜間の訪問介護		基本報酬の25%に相当する単位数を所定単位数に加算				
深夜の訪問介護		基本報酬の50%に相当する単位数を所定単位数に加算				
特定事業所加算（Ⅱ）		基本報酬の10%に相当する単位数を所定単位数に加算				
		体制要件5項目を満たし、人材要件の訪問介護員等のうち介護福祉士の割合が30%以上であるという要件を満たしている事業所が算定できます。				
緊急時訪問介護加算		100	1,000円	100円	200円	300円
		利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が担当の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合において計画的に訪問する事となっていない指定訪問介護を緊急に行った場合に加算します。				
初回加算		200	2,000円	200円	400円	600円
		新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に同行した場合に、1月に算定します。また、利用者が過去2月間に、訪問介護のサービスを受けていない場合にも算定できます。				
介護職員等遇改善加算（Ⅱ）		4.2%(C)	(C)×10円(D)	(D)の1割	(D)の2割	(D)の3割
		厚生労働大臣が定める基準に適合している技能・経験のある介護職の処遇改善を目的に、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対し介護サービスの提供を行った場合に加算されます。				
中山間地域における 小規模事業所加算		10%(E)	(E)×10円(F)	(F)の1割	(F)の2割	(F)の3割
		特別地域加算を受けていない事業所で、前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね400回程度以下の事業所				

※1 身体介護に引き続き生活援助を行った場合。

※2 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 20分 以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に算定します。生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに上記の単位数を算定します。

注 令和3年9月30日までの利用に関しては、区分の身体介護から身体生活の基本報酬(2人での訪問介護員等による訪問介護、早朝・夜間の訪問介護、深夜の訪問介護、特定事業所加算(Ⅱ)を含む)に0,1%相当を乗じた単位数を上乗せします。